

令和5年2月20日
近畿管区行政評価局**自動車の仮ナンバーを適切に管理してほしい！**

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、国土交通省近畿運輸局にあっせん —

総務省近畿管区行政評価局は、以下の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：藪野恒明 元大阪弁護士会会長）の意見を踏まえて検討した結果、法律に基づき市町村が貸与する仮ナンバー（自動車臨時運行許可番号標）について、管内の市町村に対し適切な管理のための技術的助言等を行うよう、近畿運輸局にあっせんしました。

きっかけとなった行政相談の内容

- ① 他県の市が発行した仮ナンバーを付けた車両が、市内の駐車場に長期間駐車されているが、整備不良などによる事故を招かないか不安である。
- ② 仮ナンバーを使用したいため、市役所に臨時運行許可申請をしたところ、返納されない仮ナンバーがあり在庫がないため貸し出せないと言われ困っている。

分かったこと ※ 詳細は別紙参照

- ① 抽出調査した大阪府、滋賀県及び和歌山県の12市町において、貸与を受けた仮ナンバーの約4分の1が返納期間（有効期間満了から5日以内）を超過し法律違反。中には6か月超のものも散見
- ② 調査した市町では、仮ナンバー返納のための取組に温度差（返納期間内の確実な返納のための説明・周知や返納期間内に未返納であったものの回収など）
- ③ 近畿運輸局は、本省の指示に基づき、平成27年に返納状況等の管内悉皆調査を実施し、未返納の仮ナンバーの組数について把握。また、管内市町村向けに業務指針を作成し、技術的助言として配布しているが、調査した市町は、仮ナンバーの確実な返納、回収のための一層の技術的助言を要望

行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ近畿運輸局にあっせん**《あっせんの内容》**

近畿運輸局は、仮ナンバーの適正管理の観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 実施するとしている市町村に対する臨時運行許可業務の実態把握調査において、法律違反である仮ナンバーの返納期間内未返納の発生状況及び未返納の期間を正確に把握するとともに、仮ナンバーの返納期間内未返納による支障事例及び運輸局・運輸支局等に求める技術的助言の把握に努めること。
- ② 市町村に対し、①の調査で把握した返納期間内未返納による支障事例をフィードバックするとともに、①の調査結果及び同調査で把握した運輸局・運輸支局等に求める技術的助言の内容を踏まえ、業務指針の充実・更新及びその周知・説明等による効果的な技術的助言等を実施すること。

別紙

<制度の概要>

1 臨時運行許可制度

- ・ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）に基づき、未登録自動車の新規検査・登録や検査切れ自動車の継続検査を受けるために運輸支局等まで運行する場合などにおいて、運行目的・経路・有効期間を特定した上で、特例的に公道の運行を許可する制度
- ・ 臨時運行許可及び臨時運行許可番号標（以下「仮ナンバー」という。）の貸与に係る事務は、運輸支局長等のほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務(※)として、市、特別区の長及び国土交通大臣が指定する町村の長（以下「行政庁となっている市町村」という。）が行うこととされているが、実際は、同許可のほとんどを、行政庁となっている市町村が実施
- ・ 臨時運行許可を受けた者には、許可をした行政庁から仮ナンバーを貸与

2 仮ナンバーの有効期間及び返納期間等

- ・ 仮ナンバーの有効期間は5日を超えてはならないとされている（法第35条第3項）。
- ・ また、臨時運行許可を受けた者は、有効期間の満了日から5日以内（以下「返納期間」という。）に、許可を受けた行政庁に仮ナンバーを返納しなければならないとされている（法第35条第6項）。
- ・ さらに、返納期間内に返納しない者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処するとされている（法第108条第1号）。

3 近畿運輸局の取組

- ・ 近畿運輸局は、行政庁となっている市町村の業務の指針として、「自動車臨時運行許可事務の取扱いについて」（令和元年6月最終改定、以下「業務指針」という。）を作成し、同局管内（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県及び和歌山県）の全ての行政庁となっている市町村に、技術的助言として配布
- ・ 業務指針において、行政庁となっている市町村に対し、取扱規則を設けて業務を適正・円滑に運営すること、仮ナンバーについて、理由の如何を問わず返納期間中に確実に返納させること及び法律違反の告発等による確実な回収に努めることを示している。

《※ 第1号法定受託事務》

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの

各大臣は、第1号法定受託事務について、技術的な助言又は勧告、資料提出の要求等を実施可能



（仮ナンバー）

<近畿管区行政評価局の調査結果>

近畿運輸局管内の行政庁となっている市町村の中から12市町（大阪府、滋賀県及び和歌山県内から各4市町）を任意に抽出し調査

返納期間の遵守状況

- 1 貸与を受けた仮ナンバーの約4分の1が、返納期間を超過(令和3年度)し法律違反
 - ・ 臨時運行許可件数は全体で6,276件(組)で、うち24.2%にあたる1,518件(組)の仮ナンバーが返納期間を超過。中には、回収までに6か月超のものも散見
 - ・ 調査した全ての市町で超過がみられ、その理由として、返納するのが面倒、単に失念を挙げる者が多いとしており、返納期間の超過は法律違反であることが認識されていない状況
- 2 近畿運輸局が本省の指示に基づき平成27年に実施した、仮ナンバーの返納状況等を把握するための管内悉皆調査は、返納期間を超過した仮ナンバーの組数ではなく、未返納の仮ナンバーの組数を報告させており、法律違反の実態を把握したものとはなっていない。
- 3 有効期限切れの仮ナンバーを表示した車両が駐車されていた又は運行されていた事例(相談①の類似事例)が、3市町で4事例確認
- 4 相談②と同様、仮ナンバーの在庫が無いことから貸出しできない状況が、4市町で発生
 - ・ 4市町のうち2市町では、貸出しできない場合、運行経路上の近隣市町村に申請するよう案内
 - ・ 仮ナンバーの作製は、行政庁となっている市町村が独自予算で実施し、国庫補助や近畿運輸局の関与なし
- 5 仮ナンバーの返納遅れや未回収による影響として、支障事例は把握できなかったものの、市町は、有効期限切れや失効した仮ナンバーは、不正使用(使い回し、第三者への譲渡等)されるおそれがあること、有効期限切れや失効した仮ナンバーを表示した車両は、整備不良による事故や自動車損害賠償責任保険切れのおそれがあることを指摘

調査対象市町の取組状況

- 1 仮ナンバーの返納期間内の確実な返納を図るための説明・周知状況を調査したところ、窓口及びホームページにおける説明の内容や方法が市町で温度差
 - ・ 4市町で、説明チラシ等申請者の手元に残る書面を作成し使用
 - ・ 6市町で、ホームページに、「有効期間満了日から5日以内に返納しなければならないこと」及び「違反者には法に基づき罰せられる場合があること」の説明を掲載。これらの市町では、臨時運行許可件数に対する返納期間内未返納の仮ナンバー組数の割合が低い傾向
- 2 返納期間内未返納であった仮ナンバーの確実な回収のための取組状況を調査したところ、市町で対応に温度差
 - ・ 6市町で、近畿運輸局が業務指針で作成を求めている取扱規則等を作成
 - ・ 電話での督促は全ての市町で実施しているが、督促状の送付、訪問による督促等の取組は市町により差
 - ・ 法の罰則規定に基づく告発は、告発を行う際の事務負担が大きいと考えられること、周辺市町村で告発を行った事例が無いことを理由に、実施した市町は皆無

運輸局等からの支援状況

- 有効期限切れ仮ナンバーの確実な返納・回収に関して、いずれの市町も、業務指針を参考に、又はこれに基づき業務を実施しているものの、令和3年度以降において、近畿運輸局、運輸支局等から特段の支援を受けていないとの認識
 - 市町から、近畿運輸局、運輸支局等に対し、次のような支援の要望あり
 - ✓ 確実な返納・回収のための他市町村の取組についての情報提供
 - ✓ 照会に対する法令等に基づいた明確・論理的な回答
 - ✓ 業務指針の更新、特にその中の質疑応答集の更新・充実

<近畿運輸局の見解>

- 管内各府県の臨時運行許可を実施している市町村に対して全数調査を行い実態把握に努めたい。
- 仮ナンバーの返納の遅延については、行政庁となっている市町村においては職員による訪問等により返納に努めており、当局としても業務指針の配布等により対処方法について技術的助言を行っている。
- 行政庁となっている市町から要望のあった運輸局等に求める支援のうち、仮ナンバーの回収や警察への告発については、法に基づき各行政庁の権限で行われるものであるが、具体的に提起された取扱いに関する質問については、業務指針に反映させる等の対応を検討したい。

<行政苦情救済推進会議における主な意見>

- 近畿運輸局は、もう少し改善の方向を明示すべきではないか。
- 仮ナンバーの適正管理及び制度の適正な運用のため、まずは、適切に実態の調査、把握をする必要があるのではないか。
- 近畿運輸局に対し、技術的助言という形で、もう一度正確に調査をして実態を把握し、それらを市町村にフィードバックするとともに、調査結果を踏まえて業務指針を充実、更新し市町村に提供することを求めることでよいのではないか。市町村にフィードバックするに当たっては、会議や研修会などにより調査結果の内容を徹底するような効果的な技術的助言による支援が必要である。

【近畿管区行政評価局行政苦情救済推進会議】

行政相談事案の処理等に当たって、学識経験者の意見を反映させることにより、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民的立場に立った行政苦情に対する救済を効果的に推進することを目的としたもの（昭和 57 年 7 月発足）

《構成員》（令和 4 年 11 月 30 日時点）

（座長）	戴野 恒明	弁護士、元大阪弁護士会会長
	黒川 芳朝	社会福祉法人大阪水上隣保館理事長、元大阪府教育委員会教育長
	白井 文	前一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団業務執行理事、元尼崎市長
	白國 哲司	近畿行政相談委員連合協議会会長
	砂田 八壽子	NPO 法人関西消費者連合会消費者相談室長
	藤原 幸則	大阪経済法科大学経済学部教授
	山谷 清志	同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授

まぐみ大阪



【本件の問合せ先】

近畿管区行政評価局 総務行政相談部

担当：首席行政相談官室（加藤、吉田）

電話：06-6941-8166

E-mail：knk32@soumu.go.jp

URL：<https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>

